

ヨーロッパの言語状況とその課題  
—日本の言語問題に示唆するもの—

金 箱 秀 俊

- ① 人間は母語のほかに、社会的関係の中で必要に応じて各種の第二言語の習得を求められている。第二言語の習得は言語間の距離によって大きく左右され、大人になってからの習得では母語レベルに達することは難しいが、国民国家においては、国内での言語の集約化と標準化が図られ、国語・公用語という形で共通言語（リング・フランカ）の普及・定着が進められた。
- ② 現在、技術的進歩による情報の生産・流通・消費構造の変容とグローバル化の進展による人・モノ・情報の交流増大によって、コミュニケーションの基礎をなす言語に関し、共通言語の習得を中心に新たな課題が発生している。
- ③ 国民国家生誕の地域であり、超国家的共同体である EU の拡大・深化を進めるヨーロッパには、少数言語や非土着言語を含めて様々な言語が存在しており、住民の母語、国内共通言語・公用語及び EU 域内の共通言語の関係が日本に比べより複雑かつ明確な課題として現れている。このため、EU は基本理念として言語・文化の多様性を掲げ、EU 市民は誰でも母語以外に二つの外国語が話せるようになることを目指している。
- ④ EU は実践能力を含めた言語に関する各種調査を行い、また、EU 非加盟国を含めた教育当局が連携して、学校での外国語教育調査を実施している。最近の調査結果を見ると、EU の掲げた多言語主義及び EU 市民は誰でも母語以外に二つの外国語が話せるようになるという政策は支持されているが、現実にはその具体的成果は乏しく、英語が優越的地位を占めて、事実上の共通言語として機能している。また、各国で外国語教育の強化が行われているにもかかわらず、15 歳段階での外国語能力も満足できるものではなかった。
- ⑤ 言語に関するヨーロッパの課題は、EU の言語政策と現実とのギャップ、EU 共通言語としての英語の優位性とそれに対する対応、及び各国における国内共通言語の習得・普及の三点に集約される。
- ⑥ 日本においても、グローバル化の中で、日本語母語話者の英語習得問題と日本在住の日本語を母語としない人々等の日本語習得問題への対応が進められている。これらの実施に向け、ヨーロッパの言語的課題からの示唆を踏まえ、課題の整理を行うことが重要である。

# ヨーロッパの言語状況とその課題 —日本の言語問題に示唆するもの—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 総合調査室 金箱 秀俊

## 目 次

はじめに

I 近代日本の言語形成とグローバル化の影響

II ヨーロッパの言語状況

1 言語の多様性と複雑さ

2 「特別ユーロバロメーター 386 ヨーロッパ人とその言語」に見る EU の言語状況

3 学校を対象とした二つの調査に見る大きな傾向

III ヨーロッパの直面する言語的課題

1 EU の言語政策と現実とのギャップ

2 英語の優越性に対する対応—外国語習得開始年齢の早期化—

3 EU のリング・フランカ

IV ヨーロッパの課題から見た日本の課題

1 グローバル化への対応

2 ヨーロッパの言語的課題から日本を見る

おわりに

## はじめに

本論文は、東西冷戦の終結による体制転換と新国家群の誕生に揺れながら、異なる言語と文化を持つ多くの移民を受け入れ、欧州連合（以下「EU」）域内での市民の移動の自由を具体化しているヨーロッパ地域の言語状況とその課題を確認することを通じ、人・モノ・情報の交流・流通の増大を伴うグローバル化の進展が日本で生活する人々に与えている言語的課題を明確にすることを目的とする。

以下、第Ⅰ章においては、近代日本の言語形成過程を素描し、現在、われわれが直面している言語政策的論点を提示する。次いで、第Ⅱ章において、最近行われた言語調査などに基づき、ヨーロッパ地域における言語状況を概観する。第Ⅲ章においては、第Ⅱ章に基づき、ヨーロッパの直面する言語的課題を抽出する。第Ⅳ章においては、ヨーロッパの言語的課題が、日本の言語問題に示唆しているものを考察する。

## Ⅰ 近代日本の言語形成とグローバル化の影響

言語は「人間が音声または文字を用いて事態（思想・感情・意思など）を伝達するために用いる記号体系。また、それを用いる行為。ことば（以下略）」とされている<sup>(1)</sup>。人間は何らかの言語を獲得しなければ、思想・感情、意思の伝達を行うことができず、社会的関係を取り結ぶこ

とが極めて困難になる。人間が最初に覚える言語を母語と言い、また、第一言語とも言う。多くの場合、それに加えて母語以外の言語を習得することになる。母語以外に習得する言語を第二言語と言うが、この第二言語でどの言語を習得するかは社会的条件に左右される場合が多い。すなわち、社会的条件が変化するに従って、習得対象言語とそのレベルが変化していくのである。

日本においては、江戸語<sup>(2)</sup>をもとにしたいわゆる標準語（東京方言）の成立は、藩制度を廃止した明治維新の後と一般的に言われており<sup>(3)</sup>、その習得は、当時の多くの人々にとっては、第二言語習得という側面を強く持っていた。詳しく言えば、これは、話し言葉において母語であるそれぞれの方言<sup>(4)</sup>と日本という国家の共通語である標準語（東京方言）との二つの方言のバイリンガルになるということである。明治維新によって藩が廃止され、統一政府が成立し、法規と諸制度が統一されたが、日本国内での人の交流が幕藩体制の時期に比べて頻繁になるということは、それまで「国」と言えば「藩」を意味していた<sup>(5)</sup>人々にとっては、移動の自由と共に、ある意味での「国際化」が押し寄せてきたということである。すなわち、近代国家を成立させるためには、国民の間に共通の言葉<sup>(6)</sup>が必要不可欠であり、日本という一定の地域内での共通語（リンガ・フランカ (lingua franca)<sup>(7)</sup>）の確立が、統治のためだけでなく、社会の発展にとっても必要な状況が生まれてきたわけである。この課題に対しての答えが、話し言葉にお

\* 本論文におけるインターネット最終アクセス日は2013年12月19日である。

(1) 新村出編『広辞苑 第6版』岩波書店、2008、p.898。

(2) 上方語に対して、江戸言葉を表すものとして使用される。

(3) 標準語の成立時期には異論もある。野村剛史『日本語スタンダードの歴史』岩波書店、2013等を参照。

(4) 同一地域でも身分によって言葉に差があったことにも注意する必要がある。福沢諭吉の「福翁自伝」や「旧藩情」の記述がしばしば引用される。福沢諭吉『福翁自伝』（岩波文庫）岩波書店、1991；同「旧藩情」『明治十年丁丑公論・瘠我慢の説』（講談社学術文庫）講談社、1985、pp.116-117。

(5) 鎖国政策によって、江戸時代の一般の人々の意識においては、「国」とは基本的に「藩」を意味するようになっていた。名古屋大学の前野みち子教授は、『葉隠』を例に挙げている。前野みち子「国号に見る「日本」の自意識」前野みち子編『日本像を探る一外から見た日本・内から見た日本』（言語文化研究叢書第5号）名古屋大学大学院・国際言語文化研究科、2006.3、pp.34-36。<<http://www.lang.nagoya-u.ac.jp/proj/sosho/5/maeno.pdf>>

いては江戸語を元にした日本全体の標準語（東京方言）の形成という形で行われ、書き言葉においては言文一致体の成立であったと言える。このような動きを基礎にして、またその動きと連携する形で国民国家としての日本の共通語の確立・普及という言語政策が推進されていったのである。

私たちが使用している日本語は、話し言葉、書き言葉の双方において、基本的に明治期の近代日本で生まれ、変遷してきた歴史的所産であり、その上に、現在、日々の言語生活が行われていると言ってよい。このような基盤の上に立つ言語生活の中で、私たちが今直面しているのは、通信・映像技術の急激な進化を伴う情報の生産・流通・消費構造の変容であり、また、人・モノ・情報の交流・流通の急激な拡大に対してどう対応するかということである。急速な情報化とグローバル化への対応というこの問題を言語の領域において考える場合、基本的論点として、以下の三点を挙げることができよう。

最初の論点は日本語母語話者のグローバル化への対応の問題である。これは、世界的な規模のリング・フランカ問題とそれ以外の問題に分けて捉える事ができる。すなわち、前者は日本語母語話者にとっての英語を中心とした外国語

への対応の問題である。これは小学校教育における外国語活動の必修化といった形で表れており、さらにその強化計画が進められている<sup>(8)</sup>。また、それ以外の問題は、日本語におけるIT用語・ビジネス用語を中心とした外国由来の言葉や専門用語の使用問題といった日本語の変容の形で表れている。

二点目は、日本の国内共通言語である日本語の位置付けをめぐる問題である。これは、外国人や帰国子女が国内共通言語である日本語を十分に習得すること<sup>(9)</sup>、日本語の国際的位置付け、海外における日本語教育、多文化・多言語主義といった問題と関係している。

三点目は、社会構造と情報構造の変容により、消滅の危機に瀕している少数言語、具体的にはアイヌ語や方言の問題である<sup>(10)</sup>。これは、日本における少数言語の存続と少数言語使用者の権利の保障に関係している。

以上のような問題を考えるのは、これは、いわゆる言語政策の領分である。言語政策は、政府などが何らかの目的のために意図的に言語に影響を与え、変化させることをいうが、白井恭弘ピッツバーグ大学言語学科教授は、言語政策には、①「言語そのものの在り方」を計画する「コーパス (corpus) 計画」、②「言語や方言の

(6) 劇作家の井上ひさし氏は全国統一「話し言葉」の制定をテーマにテレビドラマ台本『國語元年』を書いた。冒頭に1874（明治7年）年1月発行『文部省雑誌』第1号掲載の『説論第一則—第十一則』から「第十則 会話（コトバツカヒ）ノ事」が引用されている。第十則には会話をめぐる当時の状況と当局者の問題意識が記されている。井上ひさし『國語元年』（中公文庫）中央公論新社、2012。

『説論第一則—第十一則』の載った『文部省雑誌』は国立国会図書館デジタル化資料となっている。『文部省雑誌—明治六年（第七号～第九号）～明治七年』1874。<<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2938356>>

(7) 異なる言語集団間の実用的なコミュニケーション手段として使用される共通語（common language）を言う。社会文化的機能を表すためには、「広域共通語」、「広域流通語」という表現の方が的確な場合がある。亀井孝ほか編著『言語学大辞典 第6巻 術語編』三省堂、1996、pp.1391-1392 参照。

(8) 「英語授業 小3から」『読売新聞』2013.10.23。

(9) 文部科学省が実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」によれば、日本語指導が必要な児童生徒数は初等・中等教育段階にある公立学校全体で27,013人である。「文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成24年度）」の結果について」<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/04/\\_icsFiles/afieldfile/2013/04/03/1332660\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/_icsFiles/afieldfile/2013/04/03/1332660_1.pdf)> 調査対象が限定されているため、実際に日本語指導が必要な人数は、これよりも多くなる。

(10) 文化庁のホームページには、ユネスコにより消滅の危機と認定されたものとして、[極めて深刻]アイヌ語、[重大な危機]八重山語（八重山方言）、与那国語（与那国方言）、[危険]八丈語（八丈方言）、奄美語（奄美方言）、国頭語（国頭方言）、沖縄語（沖縄方言）、宮古語（宮古方言）が挙げられている。文化庁「消滅の危機にある方言・言語」<[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kokugo\\_sisaku/kikigengo/](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kokugo_sisaku/kikigengo/)>

価値の決定」に関する「地位計画」、③どの言語を(どの程度)国民が習得すべきか、ということに関する「習得計画」の三つの側面が存在することを指摘している。

その上で、①の「コーパス計画」の例として文化審議会国語分科会(以前の国語審議会)における常用漢字の決定や、フランスのアカデミー・フランセーズによる外来語規制を挙げている。②の「地位計画」の例としては、複数の言語が使用されている国における公用語の決定や、明治政府の取った標準語政策が挙げられている。そして、③の「習得計画」としては、シンガポールにおける英語習得政策や各国のいわゆる外国語教育政策を例として示し、「特に地位計画と習得計画は密接に関連しています」と述べている<sup>(11)</sup>。

この整理と照らし合わせると、先に挙げた三つの論点のうち、最初の日本語母語話者の「グローバル化」への対応は、「コーパス計画」、「地位計画」、「習得計画」の全てに関連している。二つ目の日本語の位置付けは「地位計画」に主として関連している。また、三つ目のアイヌ語や方言の問題は、「地位計画」と「習得計画」に関連すると言えよう。

今まで示してきた問題は、当然ながら日本だけで起こっているわけではない。文化や言語の多様性の尊重を基本に据えつつ EU 統合を進めるヨーロッパにおいては、これらはより鮮明な

形で現れてきている。日本で起こっている問題を整理し、言語政策の課題としての論点を明確にしていくため、以下においては、EU 加盟国を中心とするヨーロッパ地域における言語の状況をまず概観することとしたい。

## II ヨーロッパの言語状況

### 1 言語の多様性と複雑さ

ヨーロッパの言語状況は複雑である。国民国家といういわば近代国家の規範となる国家形態が誕生した地であり、それぞれの国内では国語(State Language)<sup>(12)</sup>や公用語(official language)<sup>(13)</sup>が制定され、普及している状況がある一方で、移民の受け入れや EU への参加によって大多数の国においては実際には複数の言語が広く使用されている。また、歴史的経緯により、国全体の公用語が複数存在する国もあり、ベルギーのように憲法によって言語共同体が国の基本構成要素となっている場合もある<sup>(14)</sup>。加えて、欧州連合条約(the Treaty on European Union)はその第3条第3項において、『連合は、その豊かな文化的及び言語的多様性を尊重し、欧州の文化遺産の保護及び発展を確保する』<sup>(15)</sup>としている。このため、加盟国内の一定地域でのみ公用語として認められている言語も存在しており<sup>(16)</sup>、また、地方言語や少数言語は「ヨーロッパ地方言語・少数言語憲章(European Charter

(11) 白井恭弘『ことばの力学—応用言語学への招待』(岩波新書新赤版 1419) 岩波書店, 2013, pp.31-32. 前掲注(7)で示した『言語学大辞典』では、言語政策の大きな問題として、①言語選択、②言語改革、③言語習得を挙げている。

①の言語選択は白井教授のいう「地位計画」に、また、②の言語改革は「コーパス計画」に対応する。

(12) ここでは、以下に示す特別ユーロバロメーター(EU 世論調査) 243 の定義を使用する。これによれば、国語とは country 全体で公用語としての地位を持っている言語であり、常に公用語である。

European Commission, *EUROPEANS AND THEIR LANGUAGES* (Special Eurobarometer 243), February 2006, p.5. <[http://ec.europa.eu/public\\_opinion/archives/ebs/ebs\\_243\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_243_en.pdf)>

(13) 特別ユーロバロメーター 243 の定義を使用する。一定地域内もしくは国全体で司法及び行政目的で使用されている言語の意味である。 *ibid.*

(14) ベルギー憲法は基本的な国の構成要素として三つの共同体(ドイツ語共同体、フラマン語(オランダ語)共同体、フランス語共同体)と三つの地域(南部のワロン地域、北部のフラマン地域、ブリュッセル首都圏地域)を掲げている。詳しくはベルギー憲法第1章参照。憲法ドイツ語版の URL は以下の通りである。Die Verfassung Belgiens. <[http://www.senate.be/deutsch/const\\_de.html](http://www.senate.be/deutsch/const_de.html)>

(15) 奥脇直也・小寺彰編集代表『国際条約集 2013 年版』有斐閣, 2013, p.52.

(16) 例えば、オーストリアにおけるスロベニア語、クロアチア語、ハンガリー語がそれにあたる。

for Regional or Minority Languages, ECRML)』<sup>(17)</sup>という多くのヨーロッパの国々が署名あるいは批准している条約によってその保護と促進がなされている。

2013年11月現在、EU域内には、EUの公用語である加盟各国の24の公用語<sup>(18)</sup>の他に、公的な地位を備えた60以上の地域言語・少数言語 (Regional/Minority Languages)<sup>(19)</sup>及び、移民コミュニティ内で話される多くのEU域外の言語 (非土着言語 (Non-indigenous languages)<sup>(20)</sup>) が存在している。

国語 (国全体で公用語としての地位を持っている言語) はEU加盟の大半の国でその国の名を冠した一つの言語であるが、アイルランド、キプロス、マルタ及びフィンランドでは二つ、ベルギーとルクセンブルクでは三つ存在している。また、フランス、オーストリア、アイルランドのように憲法で国語を規定している場合も多い。ヨーロッパ地域の大半の国・地域では、国語や公用語と公的地位を持つ地方・少数言語が様々な複合・共存していることが一般的である。

この言語的状況を、泉邦寿氏と木村護郎クリストフ氏は、EU加盟各国の言語多様性に関す

る姿勢によって、①ブルガリア、フランスなどの単一公用語グループ、②オーストリア、ドイツなどの単一公用語だが、特定地域において地域言語に一定の地位を与えるグループ、③スペイン、イタリアなどの特定地域において公用語が併用されるグループ、④言語連邦であるベルギー、⑤アイルランド、ルクセンブルクなどの多言語国家グループに整理している。<sup>(21)</sup>

EUでは、EU運営条約 (the Treaty on the Functioning of the European Union) 第一部第一篇の権限規定に基づき、教育及び言語政策はそれぞれの加盟国の責任において実施されるが、同時に、全てのEU市民<sup>(22)</sup>が母語の他に少なくとも二つの言語で、実質的なコミュニケーションを行える技能を身につけることを長期目標として掲げてきている。この政策は、2002年3月のバルセロナで開かれた欧州理事会 (European Council) で合意されたものである。欧州理事会は「加盟国の首脳で構成するEUの最高協議機関」<sup>(23)</sup>であり、その実質的影響力は極めて大きい。このバルセロナでの欧州理事会議長総括<sup>(24)</sup>の第44においては、「とりわけ、幼い年齢から少なくとも二つの外国語教育を行うことによって、基礎技能習得の改善を行うこと」

(17) この条約は、欧州評議会 (Council of Europe) の主導で1992年に採択された。2013年11月現在、批准25か国、署名8か国である。Council of Europe, "European Charter for Regional or Minority languages," CETS No.: 148. <<http://conventions.coe.int/treaty/Commun/QueVoulezVous.asp?NT=148&CM=1&CL=ENG>>

(18) ブルガリア語、スペイン語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語、エストニア語、ギリシャ語、英語、フランス語、アイルランド語、クロアチア語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、ハンガリー語、マルタ語、オランダ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、フィンランド語、スウェーデン語である。European Union, "Countries, languages and currencies: names, codes and listing order." <<http://publications.europa.eu/code/pdf/370000en.htm#languages>>

(19) 方言でなく、人工言語や移民によって話されておらず、国の住民の一部によって伝統的に話されている言語。フランスのブルターニュ語がその例である。なお、ブルターニュ語は公用語ではない。European Commission, *op.cit.*<sup>(12)</sup>

(20) ドイツのトルコ語、イギリスのインド諸語のようなEU域内の移民コミュニティによって話されている世界の他の地域の諸言語。 *ibid.*

(21) 泉邦寿、木村護郎クリストフ「73 言語の多様性と言語政策」村上直久編著『EU情報事典』大修館書店、2009、pp.289-290.

(22) EU運営条約第20条に、加盟国の国籍を有する者はEUの市民となる旨の規定がある。

(23) 村上編著 前掲注<sup>(21)</sup>, p.16.

(24) BARCELONA EUROPEAN COUNCIL, *PRESIDENCY CONCLUSIONS: BARCELONA EUROPEAN COUNCIL 15 AND 16 MARCH 2002*, p.19. <[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/71025.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/71025.pdf)>

としている。これによって、EU レベルでの言語教育の基本的目標が示され、2003 年に行動計画<sup>(25)</sup>が作成された。この行動計画は2005年の欧州委員会報告書「多言語主義のための新枠組戦略」<sup>(26)</sup>によって補完され、現在は、「多言語主義のためのヨーロッパ戦略に関する閣僚理事会」<sup>(27)</sup>決議 (Council Resolution on a European strategy for multilingualism(2008))<sup>(28)</sup>によって具体的に方向づけられている。また、この動きに対応して、欧州委員会では2005年に委員の担当職務として多言語主義<sup>(29)</sup>が公式に加えられ、2007年から担当委員が任命されている。

一方、ヨーロッパにおいては冷戦終結に伴い新たな国家が誕生したが、それらの国では新たな国語が制定されている。また、移民の受け入れに関していわゆる言語テストを導入する、あるいは強化する国もEU内で増加傾向にあり、移民に対して当該国家の国語や歴史・文化知識習得のための教育・研修を強化する傾向が広く見受けられる<sup>(30)</sup>。この流れは、従来から掲げられてきた「多文化主義」に対する批判の傾向と軌を一にしており、大きく、「市民統合政策

(civic integration)」の強化として把握することができる。

ヨーロッパの言語状況を言語政策の観点から見ると、多言語主義志向のEUレベルの方針、市民統合強化を図る各国の方針及び個々の市民の具体的な言語使用と大きく三つの領域に区分できるが、これらの関係を①EU市民の母語 (mother tongue)、②母語と居住する国の公用語の関係、③EU市民の外国語への意識・外国語使用能力、④EUレベルでの多言語主義とこれに対する反応、⑤EU域内共通語 (リンガ・フランカ) に着目して、以下、II-2で概観することとしたい。

## 2 「特別ユーロバロメーター386 ヨーロッパ人とその言語」に見るEUの言語状況

EUは多くの異なる言語を話す市民とそれぞれ異なる国語や公用語を持つ国の集合体であるため、以前から、域内全体を対象にしたユーロバロメーター (EU世論調査) の一環として言語状況調査を行ってきた。2001年 (以下「2001年調査」)<sup>(31)</sup>、2005年 (以下「2005年調査」)<sup>(32)</sup>に

(25) Commission of the European Communities, *Promoting Language Learning and Linguistic Diversity: An Action Plan 2004-2006*, COM (2003) 449 final, Brussels, 24.07.2003. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0449:FIN:en:PDF>>

(26) Commission of the European Communities, *A New Framework Strategy for Multilingualism*, Brussels, 22.11.2005, p.2. <[http://ec.europa.eu/education/languages/archive/doc/com596\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/education/languages/archive/doc/com596_en.pdf)>

(27) 名称は Council of the European Union。EU 理事会ともいう。各国の閣僚で構成されたEUの主たる決定機関である。分野ごとに招集、開催される。

(28) Council of the European Union, "Council Resolution on a European strategy for multilingualism," Brussels, 21. November 2008. <[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_Data/docs/pressdata/en/educ/104230.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/educ/104230.pdf)>

(29) 多言語主義 (multilingualism) と似た概念として複言語主義 (plurilingualism) があるが、両者は異なるものである。広島大学の柳瀬陽介氏はその差に関して複言語主義という言葉を作った欧州評議会 (言語政策部門) の見解を紹介しながら、「多言語主義とは、ある社会においていくつかの言語が共存している (そのうちいくつかは公用語として認定されている) 状態を表している。…中略…それに対して複言語主義とは、ある人間が、一つ以上の言語に、たとえ部分的とはいえ開かれていて、ある程度の複合的な能力を持ち、コミュニケーションのための言語を自分の第一言語だけに限定しない価値観を有していることを意味している。多言語主義は国家の社会的制度を語るために、複言語主義は個人々の教育を語るために有効な用語と言えるだろう。」と説明している。柳瀬陽介「複言語主義 (plurilingualism) 批評の試み」『中国地区英語教育学会研究紀要』37, 2007, pp.61-70. <[http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/ZZT00001/CaseleResBull\\_37\\_61.pdf](http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadb/up/ZZT00001/CaseleResBull_37_61.pdf)>

(30) 佐藤俊輔「欧州における市民統合法制の現在」『比較法学』46巻1号, 2012.6, pp.97-129. 佐藤論文には各国の移民を対象とする市民統合措置が表の形でまとめられている。

(31) International Research Associates, *EUROPEAN AND LANGUAGES* (Special Eurobarometer 54), February 2001. <[http://ec.europa.eu/languages/documents/2001-special-eurobarometer-survey-54-europeans-and-languages-report\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/languages/documents/2001-special-eurobarometer-survey-54-europeans-and-languages-report_en.pdf)> 調査項目等「2005年調査」、「2012年調査」と異なる部分があるため、比較には限界がある。

続いて、最近では2012年の1~3月にかけてEU加盟27か国<sup>(33)</sup>で行われ、その結果が、「特別ユーロバロメーター386 ヨーロッパ人とその言語（以下「2012年調査」）」<sup>(34)</sup>として2012年6月に発表されている。「2012年調査」は人口構成・社会的集団を反映して抽出した26,751人を対象とした面接調査であり、EUにおける言語の全体像を浮き彫りにしているため、この調査結果を中心にみていくこととする。

なお、以下は留意点である。「2005年調査」と「2012年調査」では調査対象国の範囲に変更がある<sup>(35)</sup>。また、両調査とも外国語(a foreign language)という言葉で調査に回答した住民の「母語以外の言語」という意味で使用し<sup>(36)</sup>、更に、調査対象者、すなわち回答者が代表するEU域内の全住民を表す言葉として、ヨーロッパ人(Europeans)とEU市民(EU citizens)という表現を使用している。二つの言葉の意味の違いはないと思われる<sup>(37)</sup>ので、以下においては、基本的にヨーロッパ人という表現とし、文意理解上適切な場合には、EU市民という表現を使用する。

#### (1) ヨーロッパ人の母語と公用語の関係

「2012年調査」が行われた2012年1月1日

現在のEUの総人口は約5億人<sup>(38)</sup>であった。最も多く話されている母語はドイツ語、次いで、イタリア語、英語、フランス語、スペイン語、ポーランド語となる。ドイツ語を母語とする人はEU総人口の約16%にあたる。イタリア語と英語は共に13%、フランス語は12%、スペイン語とポーランド語は8%となっている。これは、「2005年調査」と類似しており、EUの人口分布を反映している<sup>(39)</sup>。

ギリシャ、ハンガリー、チェコ、イタリア及びマルタでは、居住国の公用語を自分の母語と考える割合が97%以上と極めて高くなっている。一方、ラトビアでは71%、エストニアでは80%と公用語と母語の一致率がかなり低くなっていた。この二つの国では相当の数の住民が母語はロシア語と考えていることを反映している。また、イギリスでは英語が母語であるという回答は88%であり、ポーランド語が2%、ドイツ語、フランス語、ポルトガル語、ウルドゥー語、ウェールズ語が各1%で、更に回答の選択肢として用意した38言語以外の言語が母語であると回答した住民の割合も4%に上っていることが注目される。

そのほか、その国の公用語以外の言語を話す少数者集団が多い国としては、19%が母語は

<sup>(32)</sup> European Commission, *op.cit.*(12) \*調査は2005年12月実施のため一般的に「2005年調査」と呼ばれている。

<sup>(33)</sup> 2013年7月1日にクロアチアが加盟したため、現在の加盟国数は28である。

<sup>(34)</sup> 英語版は、European Commission, *EUROPEANS AND THEIR LANGUAGES* (Special Eurobarometer 386), June 2012. <[http://ec.europa.eu/public\\_opinion/archives/ebs/ebs\\_386\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_386_en.pdf)>

\*本稿でページを示すときは英語版のページとする。他に、仏語版、独語版もある。

<sup>(35)</sup> *ibid.*, p.3.

<sup>(36)</sup> 本論文では、以下Ⅲの終わりまで、「外国語」という言葉の意味はこの用法に従う。したがって、例えばフィンランドのフィンランド語母語話者にとって、もう一つの国語であるスウェーデン語は外国語となる。定義に関してはEuropean Commission, *op.cit.*(12); European Commission, *op.cit.*(34), p.10.

<sup>(37)</sup> 「2012年調査」の英語版表題は「EUROPEANS AND THEIR LANGUAGES」、ドイツ語版表題は「DIE EUROPÄISCHEN BÜRGER UND IHRE SPRACHEN」である。また、「2012年調査」第I章「今日のEUにおける多言語主義」I. 母語の部分で、EUにおけるドイツ語母語話者の割合に関する記述(英語版ではp.10、ドイツ語版ではs.12.)があるが、英語版では「, ~16% of EUROPEANS」という表現をし、同じ箇所をドイツ語版では「16% der EU-Bürger」と表現している。「2012年調査」ドイツ語版はEuropäische Kommission, *DIE EUROPÄISCHEN BÜRGER UND IHRE SPRACHEN* (Spezial Eurobarometer 386), Juni 2012. <[http://ec.europa.eu/public\\_opinion/archives/ebs/ebs\\_386\\_de.pdf](http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_386_de.pdf)>

<sup>(38)</sup> Eurostat, "Population on 1 January: persons." <<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/tgm/table.do?tab=table&init=1&plugin=1&language=en&pcode=tps00001>>

<sup>(39)</sup> European Commission, *op.cit.*(34), p.10.



ポルトガル語であると述べているルクセンブルク<sup>(40)</sup>、回答者の9%と8%が母語としてハンガリー語を挙げているスロバキアとルーマニアが存在する。<sup>(41)</sup>

母語と公用語との関係については、ヨーロッパ人の大多数にとって、自分の母語は居住している国（country）の公用語の一つとなっているが、いくつかの国においては、例外的な状況が存在していると言える。

## (2) 外国語（母語以外の言葉）での会話能力

「2012年調査」では、母語の質問の後、会話が可能なレベルの外国語の調査を行っている。「2001年調査」及び「2005年調査」との比較を含めて、EU全体での結果は表1のようになっている。何らかの外国語で会話が可能であると答えた割合は「2001年調査」と比較すると増加し、「2005年調査」と比較すると若干減少している。

半数以上の54%が少なくとも一つの外国語を話すことができるとし、また25%は母語以外に少なくとも二つの外国語を話すことができ、更に10%は母語以外に少なくとも三つの外国語で会話ができるとしている。一方、半数近く（46%）の人々は、どの外国語についても会話レベルには達していないと答えている。外国語能力は、「2005年調査」との比較をすると、EU全体では、若干低下傾向にあると言える。

また、EU全体及び各国の詳細は表2のようになっている。

国別に2005年と比較してみると、母語以外の少なくとも一つの言語で会話ができると回答した人の比率が大幅に上昇したのは、オーストリア、フィンランドとアイルランドである。オーストリアとフィンランドの増加は、表4（後掲）から見て、英語によるものと考えて良い。

逆に、母語以外の何らかの外国語で会話ができると回答した人の比率が著しく低下したのは、-17ポイントのスロバキアを始め、チェコ、ブルガリア、ポーランドなどの東欧諸国である。これらの国では、その分、母語しか話せない人の比率が増加したということである。更に、母語しか話すことができないと回答した割合が多い国としては、ハンガリーの65%を筆頭に、イタリアが62%、イギリスとポルトガルがそれぞれ61%、アイルランドは60%となっている。この他、全ての回答者の少なくとも半分が母語しか話すことができないと回答した国としては、スペイン、ルーマニア、ブルガリア、チェコ、ポーランドの5か国が存在する。<sup>(42)</sup>

対照的に、ルクセンブルク、ラトビア、オランダ、マルタ、スロベニア、リトアニア及びスウェーデンでは、回答者の90%以上が母語に加えて外国語を少なくとも一つ話すことができるとしている。<sup>(43)</sup>

表1 会話が可能なレベルで話すことができる外国語の数—EU全体—

	2001年調査	2005年調査	2012年調査
少なくとも1言語	47%	56%	54%
少なくとも2言語	26%	28%	25%
少なくとも3言語	8%	11%	10%
母語のみ	47%	44%	46%

(注1) 2001年調査の数字は基本的に2005年調査記載データに基づいている。

(注2) 2012年調査は調査時点でのEU加盟27か国を、2005年調査は調査時点でのEU加盟25か国とブルガリア、ルーマニア、クロアチア、トルコを、2001年調査は当時EUに加盟していた15か国を対象としている。

(注3) 外国語とは母語以外の言語の意味である。

(出典) International Research Associates, *EUROPEAN AND LANGUAGES* (Special Eurobarometer 54), February 2001 (以下「2001年調査」); European Commission, *EUROPEANS AND THEIR LANGUAGES* (Special Eurobarometer 243), February 2006 (以下「2005年調査」); European Commission, *EUROPEANS AND THEIR LANGUAGES* (Special Eurobarometer 386), June 2012 (以下「2012年調査」)を基に筆者作成

(40) 公用語はルクセンブルク語、ドイツ語、フランス語であり、ポルトガルからの移民が多い。

(41) European Commission, *op.cit.*(34), pp.10-11.

(42) *ibid.*

(43) *ibid.*

表2 会話が可能なレベルの外国語の数について—2005年調査との比較—

	少なくとも1言語可			少なくとも2言語可			少なくとも3言語可			母語のみ		
	2005	2012	増減	2005	2012	増減	2005	2012	増減	2005	2012	増減
EU全体	56%	54%	-2	28%	25%	-3	11%	10%	-1	44%	46%	+2
ルクセンブルク	99%	98%	-1	92%	84%	-8	69%	61%	-8	1%	2%	+1
ラトビア	95%	95%	±0	51%	54%	+3	14%	13%	-1	5%	5%	±0
オランダ	91%	94%	+3	75%	77%	+2	34%	37%	+3	9%	6%	-3
マルタ	92%	93%	+1	68%	59%	-9	23%	13%	-10	8%	7%	-1
スロベニア	91%	92%	+1	71%	67%	-4	40%	34%	-6	9%	8%	-1
リトアニア	92%	92%	±0	51%	52%	+1	16%	18%	+2	8%	8%	±0
スウェーデン	90%	91%	+1	48%	44%	-4	16%	15%	-1	10%	9%	-1
デンマーク	88%	89%	+1	66%	58%	-8	30%	23%	-7	12%	11%	-1
エストニア	89%	87%	-2	58%	52%	-6	24%	22%	-2	11%	13%	+2
スロバキア	97%	80%	-17	48%	43%	-5	22%	18%	-4	3%	20%	+17
オーストリア	62%	78%	+16	32%	27%	-5	21%	9%	-12	38%	22%	-16
キプロス	78%	76%	-2	22%	20%	-2	6%	7%	+1	22%	24%	+2
フィンランド	69%	75%	+6	47%	48%	+1	23%	26%	+3	31%	25%	-6
ベルギー	74%	72%	-2	66%	50%	-16	53%	27%	-26	26%	28%	+2
ドイツ	67%	66%	-1	27%	28%	+1	8%	8%	±0	33%	34%	+1
ギリシャ	57%	57%	±0	19%	15%	-4	4%	4%	±0	43%	43%	±0
フランス	51%	51%	±0	21%	19%	-2	4%	5%	+1	49%	49%	±0
ポーランド	57%	50%	-7	32%	22%	-10	16%	7%	-9	43%	50%	+7
チェコ	61%	49%	-12	29%	22%	-7	10%	6%	-4	39%	51%	+12
ルーマニア	47%	48%	+1	27%	22%	-5	6%	8%	+2	53%	52%	-1
ブルガリア	59%	48%	-11	31%	19%	-12	8%	4%	-4	41%	52%	+11
スペイン	44%	46%	+2	19%	18%	-1	6%	5%	-1	56%	54%	-2
アイルランド	34%	40%	+6	13%	18%	+5	2%	4%	+2	66%	60%	-6
イギリス	38%	39%	+1	18%	14%	-4	6%	5%	-1	62%	61%	-1
ポルトガル	42%	39%	-3	23%	13%	-10	6%	4%	-2	58%	61%	+3
イタリア	41%	38%	-3	16%	22%	+6	6%	15%	+9	59%	62%	+3
ハンガリー	42%	35%	-7	27%	13%	-14	20%	4%	-16	58%	65%	+7

(注1) 国の順番は「2012年調査」で「少なくとも1言語可」の回答者の割合が高い順である。

(注2) ポーランドの「少なくとも3言語可」部分の数字は「2012年調査」結果に従う。

(出典) 「2005年調査」及び「2012年調査」を基に筆者作成

一方、ヨーロッパ人は誰でも母語以外に二つの言語の実践スキルを身に付けるというEU目標（以下「母語プラス2言語」）に半数以上が到達していたのは、ルクセンブルク、オランダ、スロベニア、マルタ、デンマーク、ラトビア、リトアニア、エストニア、ベルギーの9か国であるが、これらの国々の合計人口はEU総人口

の9%に満たない。ここで顕著な改善を示した国としては、イタリアとアイルランドが挙げられる。<sup>(44)</sup>

逆に、母語以外に二つの言語を話すことができると回答した人の割合が10ポイントを越える下落を示したのは、ベルギー、ハンガリー、ブルガリア、ポルトガル、ポーランドの5か国

(44) *ibid.*

である。<sup>(45)</sup>

表2からは、外国語能力については、国ごとの差が大きいことが見て取れる。国によって外国語能力に大きな差があることは、「2001年調査」、「2005年調査」でも指摘されていたことである。この傾向は「2012年調査」においても同様であった。

### (3) EUにおいて広く使われている外国語

「2012年調査」においては、表3が示すように、最も一般的に話されている外国語は、「2005年調査」と類似しており、上位五つは英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語が占めていて、そこに変化はない。「2005年調査」との比較では、フランス語、ドイツ語、ロシア語の割合が後退している。「2001年調査」と比較した場合、英語の伸びが大きく、また、ドイツ語、スペイン語も増加を見せている。「2005年調査」と「2012年調査」の各国詳細は、表4の通りである。

表4において注目されるのは、「2012年調査」におけるフランス語とドイツ語の後退及び「2005年調査」を含めた英語の優位性である。英語は、英語が公用語となっていない24の加盟国（イギリス、アイルランドとマルタは英語が公用語であるので除外）のうち17の国において最も広範に話される外国語であることが分かる。特にオランダとスウェーデンでは、英語を話すことができると回答する割合が高く、デンマー

表3 EU市民が会話可能とした外国語の割合—EU全体—

	2001年調査	2005年調査	2012年調査
英語	32%	38%	38%
フランス語	11%	14%	12%
ドイツ語	8%	14%	11%
スペイン語	5%	6%	7%
ロシア語	—	6%	5%

(出典)「2005年調査」及び「2012年調査」を基に筆者作成

クなどがそれに続く。英語に関して顕著な増加を示したのは、オーストリア、フィンランド、ラトビア、リトアニアである。

一方、英語が外国語で一位となっていない七つの加盟国のうち、リトアニア、ラトビア、エストニアでは、ロシア語が最も広く話されている外国語である。クロアチア語はスロベニアで一位、また、チェコ語はスロバキアで一位となっている<sup>(46)</sup>。

英語が公用語のイギリスとアイルランドでは、フランス語とゲール語がそれぞれ一位となっている。アイルランドでは二つの公用語が共に会話可能な外国語（母語以外の言語）としての比率を高めており、言語政策の存在が推測される。また、二つの国では、何らかの外国語で会話が可能であると回答した比率が、表2のように、EU全体の平均である54%に比べてかなり低い値を示している。

フランス語、ドイツ語、ロシア語は2005年以降著しい減少を示している場合がある。ドイツ語は、ルクセンブルク、チェコ、デンマーク、スロバキアで10ポイント以上の減少となっている。また、フランス語は、大きな減少がポルトガル、ルクセンブルク、ルーマニア、マルタで起きている。ロシア語でも、同様に大きな減少がブルガリア、スロバキア、エストニア、ポーランド、チェコで発生している。

ここまでの「2005年調査」と「2012年調査」の比較では、EU全体の外国語能力には若干の低下が見て取れる。また、その内容を詳しく見ると、会話可能な外国語としてフランス語、ドイツ語、ロシア語をあげる比率が減少している。ドイツ語とロシア語の減少は、ヨーロッパにおける第二次世界大戦の影響とその後の冷戦体制に基づいていた言語地図がソ連の崩壊とEUの拡大によって国レベルでは変容していることを示していると言えよう。また、英語は、ヨーロッ

(45) *ibid.*

(46) この段落で言及されている国はいずれもソ連の崩壊とその影響を受けている。チェコとスロバキアは1992年までチェコスロバキアとして存在した。

表4 EU市民が会話可能とした外国語上位三つの割合—各国別—

名称		1	2	3	名称		1	2	3
EU全体	2012	英 38%	仏 12%	独 11%	リトアニア*	2012	露 80%	英 38%	独 14%
	2005	英 38%	仏 14%	独 14%		2005	露 80%	英 32%	波蘭 15%
ベルギー	2012	仏 45%	英 38%	独 22%	ルクセンブルク	2012	仏 80%	独 69%	英 56%
	2005	英 59%	仏 48%	独 27%		2005	仏 90%	独 88%	英 60%
ブルガリア*	2012	英 25%	露 23%	独 8%	ハンガリー*	2012	英 20%	独 18%	仏 3%
	2005	露 35%	英 23%	独 12%		2005	独 25%	英 23%	その他 11%
チェコ*	2012	英 27%	スロバキア語 16%	独 15%	マルタ*	2012	英 89%	伊 56%	仏 11%
	2005	独 28%	英 24%	露 20%		2005	英 88%	伊 66%	仏 17%
デンマーク	2012	英 86%	独 47%	瑞典 13%	オランダ	2012	英 90%	独 71%	仏 29%
	2005	英 86%	独 58%	仏 12%		2005	英 87%	独 70%	仏 29%
ドイツ	2012	英 56%	仏 14%	独 10%	オーストリア	2012	英 73%	仏 11%	伊 9%
	2005	英 56%	仏 15%	独 9%		2005	英 58%	仏 10%	その他 13%
エストニア*	2012	露 56%	英 50%	フィン 21%	ポーランド*	2012	英 33%	独 19%	露 18%
	2005	露 66%	英 46%	独 22%		2005	英 29%	露 26%	独 19%
アイルランド	2012	ゲール 22%	仏 17%	英 6%	ポルトガル	2012	英 27%	仏 15%	西 10%
	2005	仏 20%	ゲール 9%	独 7%		2005	英 32%	仏 24%	西 9%
ギリシャ	2012	英 51%	仏 9%	独 5%	ルーマニア*	2012	英 31%	仏 17%	伊 7%
	2005	英 48%	独 9%	仏 8%		2005	英 29%	仏 24%	独 6%
スペイン	2012	英 22%	西 16%	カタロニア語 11%	スロベニア*	2012	クロアチア語 61%	英 59%	独 42%
	2005	英 27%	仏 12%	西 10%		2005	クロアチア語 59%	英 57%	独 50%
フランス	2012	英 39%	西 13%	独 6%	スロバキア*	2012	チェコ 47%	英 26%	独 22%
	2005	英 36%	西 13%	独 8%		2005	英 32%	独 32%	露 29%
イタリア	2012	英 34%	仏 16%	西 11%	フィンランド	2012	英 70%	瑞典 44%	独 18%
	2005	英 29%	仏 14%	その他地域言語 6%		2005	英 63%	瑞典 41%	独 18%
キプロス*	2012	英 73%	仏 7%	希 5%	スウェーデン	2012	英 86%	独 26%	仏 9%
	2005	英 76%	仏 12%	独 5%		2005	英 89%	独 30%	仏 11%
ラトビア*	2012	露 67%	英 46%	ラトビア語 24%	イギリス	2012	仏 19%	英 10%	独 6%
	2005	露 70%	英 39%	ラトビア語 23%		2005	仏 23%	独 9%	西 8%

(注1) 言語名略称は以下の通り。英語＝英、フランス語＝仏、ドイツ語＝独、イタリア語＝伊、ロシア語＝露、スペイン語＝西、スウェーデン語＝瑞典、ギリシャ語＝希、ゲール＝アイルランド/ゲール語、波蘭＝ポーランド語、フィン＝フィンランド語

(注2) 国名に\*が付された国は2004年以降の加盟国である。

(出典) 「2005年調査」及び「2012年調査」を基に筆者作成

パで最も普及している言語であり、その地位は強化される方向にあることが分かる。<sup>(47)</sup>

(4) 外国語の使用状況と習得への姿勢

(i) 使用状況

国レベルで見ると言語地図は変容していると

(47) ヘルシンキ大学の Jukka Pietiläinen 氏は、EUにおける共通言語の地位争いでフランス語・ドイツ語が英語に負けた結果と解釈している。後述する「どの言語を習得すると有利になると思うか」の調査結果や EU 機関での使用言語分析を見るとこの指摘は的確であると考えられる。Jukka Pietiläinen, "Public opinions on useful languages in Europe," *European Journal of Language Policy*, 3(1), 2011, pp.1-14.

いうことができるのであるが、一般のヨーロッパ人は日常生活の中で、どの程度外国語を理解し、またどのように外国語と接触しているのであろうか。これに関して、「2012年調査」は次のように述べている。

ヨーロッパ人の44%が、ラジオやテレビのニュースについていける位のレベルで少なくとも一つの外国語を理解することができるかと回答している。英語は最も広まっている外国語であり、4人に1人(25%)は英語のラジオやテレビのニュースを理解することができるとしている。一方、同じ質問に対して、理解できると回答した割合は、フランス語では7%、ドイツ語は6%、スペイン語で4%、ロシア語とイタリア語が2%となっている。<sup>(48)</sup>

新聞や雑誌などの活字メディアについても、ヨーロッパ人は、テレビやラジオと同様の44%の比率で、外国語によって書かれた記事を読むことができると回答している。英語はここでも最も広く普及している外国語であり、25%のヨーロッパ人が英語で新聞・雑誌の記事を読むことが可能であるとしているが、フランス語とドイツ語では7%と6%となり、スペイン語が4%、ロシア語とイタリア語では2%となっている。<sup>(49)</sup>

これに対し、オンラインコミュニケーション(e-mail, twitter, facebook等)では何らかの外国語を十分に使いこなすことができる人の比率は若干少なくなっている。この設問では、39%の人々が少なくとも一つの外国語をオンラインコミュニケーションで使うことができるとしている。ここでも英語が最もポピュラーであり、テレビや新聞と同様、26%の人々がオンラインでの英語を使用したコミュニケーションが可能であるとしている。<sup>(50)</sup>

外国語を話すことができると回答した人(全

体の54%)にはその使用頻度を尋ねているが、第一外国語を毎日あるいはほぼ毎日使う人は25%であり、時々使用すると回答した人は69%となっていた。第一外国語をほぼ毎日使う人は、調査対象者全体の14%弱となる。一方、第二外国語を毎日あるいはほぼ毎日使う人の割合は外国語を話すことができると回答した人の8%であった。これは、調査対象者全体の4%強の数字である。使用頻度や使用言語に関しては、それぞれの国・地域の事情によって大きな差が見受けられる。外国語を日常的に使用する比率が高い国としては、ルクセンブルク、マルタ、スペイン、ラトビアなどが挙げられている。これらの国にはもともと複数の公用語がある、あるいは、国語を母語とする住民の比率が低いといった事情がある。<sup>(51)</sup>

また、広くヨーロッパで話されている五つの言語を外国語として使用する頻度に関しては、表5のようになっている。

外国語を使用する機会としては、映画やテレビを見るもしくはラジオを聞く(37%)、インターネットを使用する(36%)、友人とコミュニケーションを取る(35%)場合が回答として多くあがっている。また、回答者の27%は仕事上の会話で頻繁に外国語を使用すると答え、50%は休暇中に外国で使用すると答えている<sup>(52)</sup>。

表5 主要な外国語の使用頻度

	毎日・ ほぼ毎日	しばしば	ときどき	不明
英語	19%	28%	51%	2%
フランス語	8%	15%	73%	4%
ドイツ語	19%	18%	60%	3%
スペイン語	21%	16%	57%	6%
ロシア語	9%	13%	70%	8%

(出典) 「2012年調査」p.43を基に筆者作成

(48) European Commission, *op.cit.*(34), p.6.

(49) *ibid.*

(50) *ibid.*

(51) *ibid.*, pp.41-44.

以上を踏まえ、「2012年調査」は、外国語の使用に関する2005年以降の注目すべき変化として、インターネットや映画・テレビ視聴もしくはラジオ聴取等の方法で外国語を頻繁に利用するヨーロッパ市民の増加と会話よりも視聴・聴取といった受動的な方法でその外国語能力を発揮する傾向を取り上げている。また、どんな状況下でも外国語を定期的に利用することのないヨーロッパ市民の割合は2005年の13%から2012年の9%に低下していた。<sup>(53)</sup>

これらの結果から見ると、ヨーロッパ人が各種メディアなどを通じて外国語に触れる機会は確かに増加してきているが、様々な言語が複合・併存している状況に比して、外国語の具体的使用頻度が高いとまでは言えないようである。

#### (ii) 外国語習得の姿勢

外国語の学習に関しては、ヨーロッパ人の多数は自分のことを積極的学習者とは考えていない。23%の人が全く外国語を学んだことがないし、また、44%の人は、このところ外国語を学んだ経験がなく、開始しようとも思っていない<sup>(54)</sup>。外国語学習への障壁としては、時間、費用及び能力の欠如も理由としてしばしば挙げられているが、最も一般的な回答は、単に学習するモチベーションがない、学習の理由がないということである。ヨーロッパ人のうちで積極的に新しい外国語学習に参加しようとする人は少数派に過ぎない。これらの結果はおおむね「2005年調査」と一致する<sup>(55)</sup>。

外国語の学習を行わない最大の理由としてモチベーションの欠如が挙げられている。この回答結果と「表2 会話が可能なレベルの外国語の数について—2005年調査との比較—」に見られる各国ごとの会話可能な外国語の数の偏りを

照らし合わせて考えると、外国語を習得しなければならない具体的な状況や切実な理由がある場合には学習が行われ、それらが強く感じられない場合には学習は行われにくいことが分かる。モチベーションの欠如というこの単純であるが強力な理由を生み出す現実が、EUの掲げる「母語プラス2言語」政策の推進において大きな障害要因になっていると推測される。

#### (5) 外国語習得に対する期待

EUでは、言語の多様性保護と母語以外の言語の習得を文化的アイデンティティと社会的統合の促進というばかりではなく、統合ヨーロッパによって作り出された経済的、教育的ならびに職業的チャンスの獲得に寄与する重要な要因であると考えている。すなわち、拡大した市場の中で自由に移動できる労働力の創出がEUの経済的競争力にとって重要なカギとなるという見通しを持ってこの政策を実施してきているのである<sup>(56)</sup>。

では、一方、ヨーロッパ人は、外国語の習得に対してどんな利点があると期待しているのだろうか。また、自分自身の個人的発展と子どもたちの将来の双方にとって、どんな言語を学ぶことが最も有用と信じているのであろうか。これらに関しては、次のような結果が明らかになっている。

#### (i) 外国語を学習する主たる利点

表6から分かるように、大半のヨーロッパ人は、別の国で働くことができることを、新たな言葉を習得する主要な利点とみなしており、ほぼ5人に3人がこのような考えを持っている。また、53%の人が仕事(仕事での外国旅行を含む)で外国語を利用することが大きな利点であると

<sup>(52)</sup> *ibid.*, p.7.

<sup>(53)</sup> *ibid.*

<sup>(54)</sup> *ibid.*

<sup>(55)</sup> *ibid.*, p.93.

<sup>(56)</sup> *ibid.*, pp.2-3.

考えている。これより若干少ない比率で、外国で勉強できる能力の獲得（43%）や外国語を休暇時に外国で利用できる可能性（47%）があげられている。<sup>(57)</sup>

「2001年調査」からの経年変化をみると、仕事の確保や経済活動に役立つと言った理由が大幅に増加している。別の国での勉強・研究も職業チャンスの拡大という意味で、同一の傾向と見ることができる。これらの回答結果は、外国語の習得が職業的・経済的利益をもたらすと考える人が多いことを示しており、動機づけとして強力に機能していることが分かる。

(ii) どの言語を習得すると有利か

ヨーロッパ人の88%は外国語を知っていることはとても役に立つと考えている。そして、表7のように、回答者の3分の2は英語を自分にとって極めて役に立つ二つの言語のうちの一

つとみなしている。英語の後には、ドイツ語、フランス語、スペイン語そして中国語が続いている。日本語は設問<sup>(58)</sup>には入っているが、言及されるレベルには達していない。

「2005年調査」と比較して、目につく変化としては、ここでも、フランス語とドイツ語の割合が低下していることである。一方、中国語が重要な言語であると考えられる割合は、2005年に比べて4ポイント増加している。<sup>(59)</sup>

また、子どもが学ばば有利となると思う言語に関しては、表8のような結果となった。

ヨーロッパ人の98%が、外国語をマスターすることは自分たちの子どもの将来に役立つと考え、ここでも英語は抜きでた位置を占めている。回答者の79%が、英語を子どもの将来にとって極めて役に立つと考えているが、フランス語は、2005年と比較すると13ポイント低下し、ドイツ語も8ポイント低下した。これに対して、中国語は重要な言語であるとの考えが著しく増加している。<sup>(60)</sup>

なお、最も効果的な外国語の習得方法としては、学校での学習を挙げた回答が最も多く、46%に上っている<sup>(61)</sup>。また、言語の翻訳につ

表6 外国語習得の主たる利点 \*複数回答可

	2001年調査	2005年調査	2012年調査
外国で働くことができる	18%	27%	61%
仕事に生かせる（外国出張を含む）	26%	32%	53%
外国での休暇	47%	35%	47%
より良い仕事に就ける（自国内）	22%	23%	45%
別の国で勉強・研究ができる	6%	14%	43%
他の国の人々を理解できるようになる	24%	21%	38%
個人的満足のため	37%	27%	29%
他の国々の人と知り合いになる	21%	17%	29%
インターネットを使うため	7%	7%	14%
ヨーロッパ市民であるとの自覚	5%	4%	10%
家族によって話されている言語の保持	4%	5%	10%

(注1) 2001年調査はEU15か国で実施。  
(出典) 「2005年調査」及び「2012年調査」を基に筆者作成

表7 自分にとって役に立つと思う外国語

順位	2005年調査		2012年調査	
	言語名	割合	言語名	割合
1	英語	68%	英語	67%
2	フランス語	25%	ドイツ語	17%
3	ドイツ語	22%	フランス語	16%
4	スペイン語	16%	スペイン語	14%
5	ロシア語	3%	中国語	6%
6	イタリア語	3%	イタリア語	5%
7	スウェーデン語	1%	ロシア語	4%

(注1) 設問は有用と思う母語以外の言語を二つ回答することになっている。  
(出典) 「2005年調査」及び「2012年調査」を基に筆者作成

<sup>(57)</sup> *ibid.*, pp.62-68.

<sup>(58)</sup> 設問及び選択肢として提示された言語に関しては、*ibid.*, p.69.

<sup>(59)</sup> *ibid.*, pp.7-8.

<sup>(60)</sup> *ibid.*

<sup>(61)</sup> *ibid.*, p.106.

いては、社会生活の多くの領域で重要な働きをしていると回答しており、生活に身近な問題である教育・学習、健康と安全管理、求職などの分野においてその割合が高くなっている<sup>(62)</sup>。

(6) EUの言語政策についての意見

ヨーロッパ人の多言語主義に関する意見は表9のようになっている。この結果から見て、

表8 子どもたちが学ばば役に立つと思う外国語

順位	2005年調査		2012年調査	
	言語名	割合	言語名	割合
1	英語	77%	英語	79%
2	フランス語	33%	ドイツ語	20%
3	ドイツ語	28%	フランス語	20%
4	スペイン語	19%	スペイン語	16%
5	ロシア語	3%	中国語	14%
6	イタリア語	2%	ロシア語	4%
7	スウェーデン語	0%	イタリア語	2%

(注1) 設問は有用と思う母語以外の言語を二つ回答することになっている。

(注2) 2005年調査のスウェーデン語には一定数の回答があったが、1%に届かなかった。

(注3) 2005年調査で英語は、イギリス・アイルランド以外の国の全てで第一位になっている。

(出典) 「2005年調査」及び「2012年調査」を基に筆者作成

表9 多言語主義に関するヨーロッパ人の意見

	2005年調査			2012年調査						
	賛成	反対	判らない	強い賛成	弱い賛成	賛成計	強い反対	弱い反対	反対計	判らない
EU市民全員「母語プラス1言語」習得	84%	12%	4%	44%	40%	84%	9%	4%	13%	3%
EU市民全員「母語プラス2言語以上」習得	50%	44%	6%	33%	39%	72%	18%	7%	25%	3%
EU市民全員共通言語を習得	—	—	—	31%	38%	69%	16%	11%	27%	4%
EU諸機関は単一言語を採用	55%	40%	5%	22%	31%	53%	23%	19%	42%	5%
EU内での全言語の平等	72%	21%	7%	46%	35%	81%	11%	4%	15%	4%

(注1) 2012年調査と2005年調査では、設問と回答の選択肢が異なっている部分がある。

(出典) 「2005年調査」及び「2012年調査」を基に筆者作成

EUの実施している多言語政策に関しては基本的に支持されていると言える。ヨーロッパ人の84%はEUでは誰でもがその母語に加えてもう一つ言葉を話すのが当然であると考え、72%が二つ以上の外国語を話すことができるようになるべきだと考えている<sup>(63)</sup>。したがって、回答者の多くが、全てのヨーロッパ人は「母語プラス2言語」というEUの政策に賛意を示していると判断できる。

一方で、ヨーロッパ人は高い割合で、EU内の人々は共通言語を話すことができるようになるべきだと考えており、53%の人々はEU機関がEU市民とのコミュニケーションにおいて1種類の言語を採用するべきであるという考えに賛成している。だが同時に、EU内の全ての言語は平等に取り扱われるべきであるとも考えており、2005年より9ポイント増加して、81%の人がこの考えに賛意を示している<sup>(64)</sup>。

(7) 「2012年調査」に関するユーロバロメーターのまとめ

今回の調査に関するユーロバロメーターとし

(62) *ibid.*, pp.124-125.

(63) *ibid.*, p.109.

(64) *ibid.*, p.9; European Commission, *op.cit.*(12), p.53.



てのまとめは、① EU の掲げる多言語政策に対してヨーロッパ人は極めて積極的であり、極めて多くの人々が外国語の習得、特に子どもたちの将来にとって外国語の習得が有用であると考えていて、②半分以上の人々が何らかの外国語を話すことができる一方、多言語主義という EU の目標が現実的に浸透している徴候が見られない中で実質的には英語の影響力が増大しており、また、③外国語を話したり、書いたりする積極的能力よりも、聞いたり、読んだりする受動的能力の増大が見て取れ、④別の国での労働機会の拡大を外国語習得の利点として考えているが、積極的に外国語学習に取り組もうとする傾向は低く、⑤日常生活の点で、翻訳は重要であると感じているという内容であった。<sup>(65)</sup>

以上のように「2012年調査」はヨーロッパの言語状況を総括したが、では、実際の所、EUにおける外国語の習得状況・習得レベルはどうなっているのでしょうか。これについては、学校を対象に EU が関与して、実施された別の二つの調査がある。これらの関係部分を概観し、「2012年調査」の内容を補完してみたい。

### 3 学校を対象とした二つの調査に見る大きな傾向

#### (1) ヨーロッパの学校における外国語教育基本調査

「2012年調査」のまとめでは、子どもたちにとっての外国語習得が重要と認識され、また、EUにおける英語の影響力の増大が指摘されていた。学校での外国語教育については、欧州委

員会が2012年7月に刊行した「ヨーロッパの学校における外国語教育基本調査報告書」<sup>(66)</sup>（以下「基本調査報告」）で、その確認ができる。

この調査は、「2012年調査」よりも調査範囲が広がっており、EU非加盟国を含む33か国・地域を対象としたものであり、経年変化も捉えている。

外国語学習に関する EU 全体の大きな傾向としては、2004/2005 学校年と 2009/2010 学校年の間の5年間で、初等教育段階で外国語学習に参加しない児童の割合が32.5%から21.8%に大きく低下し<sup>(67)</sup>、併せて、外国語学習開始年齢が早まったことがあげられる。現在、ヨーロッパでは、一般的に6歳から9歳の間に第一外国語学習を開始している。第二外国語は必修としていない国もあるのでデータとしてはやや精確性を欠くが、10歳から13歳位から学習を開始する国・地域が多い<sup>(68)</sup>。

また、この「基本調査報告」の中には各国での外国語教育に関する記載がある。そこでは、英語は14の国及び地域で必修外国語とされており<sup>(69)</sup>、全ての教育レベルとほぼ全ての国において圧倒的に広く教えられている言語であるとされ、表10のデータが示すように、初等教育段階から英語を学習する生徒の割合が次第に増加してきていることが分かる<sup>(70)</sup>。

表10にはデータが存在しない国・地域も含んでいるので大きな傾向を見るに止めざるを得ないが、EU全体で見ると、2005年と2010年の間に初等教育段階において英語を外国語として学習する生徒の割合は、12ポイントほど増

(65) European Commission, *op.cit.*(34), pp.141-145.

(66) この報告書は欧州教育情報ネットワーク (Eurydice Network) と欧州委員会統計局 (Eurostat) の共著として欧州委員会教育・視聴覚及び文化総局から刊行されている。今回は第3版である。英語版、フランス語版、ドイツ語版があり、本稿の注では英語版のページを示す。なお、Eurydice には EU 参加国、欧州自由貿易連合 (EFTA) 諸国の他、セルビア・トルコを含む34か国の38教育当局が参加している。Eurydice Network and Eurostat, *Key Data on Teaching Languages at School in Europe*, 2012 edition, 2012. <[http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/key\\_data\\_series/143EN.pdf](http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/key_data_series/143EN.pdf)>

(67) *ibid.*, p.57.

(68) *ibid.*, pp.25-26.

(69) *ibid.*, pp.46-47.

(70) *ibid.*, pp.61-62.

表 10 初等教育段階で英語を学習している生徒の割合の推移（数字は % を表す）

年	国・地域	EU 全体	ベルギー：仏	ベルギー：独	ベルギー：蘭	ブルガリア	チェコ	デンマーク	ドイツ	エストニア
2010		73.0	10.7	—	0.2	73.1	61.6	67.3	63.9	68.8
2007		63.4	10.4	—	0.2	68.2	49.0	67.7	55.4	66.2
2005		60.7	10.0	—	0.0	* 53.5	34.8	67.2	47.1	—
年	国・地域	アイルランド	ギリシャ	スペイン	フランス	イタリア	キプロス	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク
2010		—	96.1	99.1	—	98.9	56.0	66.9	73.0	0.0
2007		—	—	92.3	—	98.2	55.4	69.1	61.6	0.0
2005		—	88.7	90.9	—	95.9	55.4	55.0	57.8	0.0
年代	国・地域	ハンガリー	マルタ	オランダ	オーストリア	ポーランド	ポルトガル	ルーマニア	スロベニア	スロバキア
2010		33.7	100	32.3	98.6	88.0	33.0	43.8	49.0	58.4
2007		30.9	100	33.3	—	41.5	—	40.8	33.7	42.6
2005		28.5	100	33.3	97.4	50.7	34.2	* 35.2	11.1	35.6
年	国・地域	フィンランド	スウェーデン	イギリス		*アイスランド	*リヒテンシュタイン	*ノルウェー	*クロアチア	*トルコ
2010		67.6	—	—		67.8	—	100	90.9	63.0
2007		68.7	80.1	—		53.4	—	100	—	—
2005		68.1	80.6	—		47.0	—	100	72.0	—

(注1) \*はEU未加盟を示す。ブルガリアとルーマニアは2005年時点では未加盟であった。

(注2) ベルギーは言語共同体別に集計されている。仏はフランス語、独はドイツ語、蘭はフラマン語（オランダ語）共同体を示す。

(注3) イギリスはイングランド、ウェールズ及び北アイルランド地域である。

(出典) Eurydice Network and Eurostat, *Key Data on Teaching Languages at School in Europe*, 2012 edition, p.62 掲載の図表を基に筆者作成。なお、各国の外国語の必修、開始年齢等は、*Key Data on Teaching Languages at School in Europe*, p.145 以下に付録として掲載されている。

加している<sup>(71)</sup>。これは初等教育段階での外国語授業の導入・拡大傾向がこの間も継続した<sup>(72)</sup>ことがまず根底にあり、その上で英語が重要な外国語であると考えられたために英語学習者の比率が増加したということであろう<sup>(73)</sup>。国別で見ると、5年間で40ポイント近い増加を見せたスロベニアやポーランドが目を引く。これらの国を含めて、東欧諸国の伸びが大きく、ドイツにおいても15ポイント以上の上昇を示していることが注目される。

更に、EU全体における前期中等教育段階での外国語学習の経年変化をみると、第二外国語まで学習する生徒の比率が2005年の46.7%か

ら2010年には60.8%に増加している<sup>(74)</sup>。この数字の推移は、EUが掲げた「母語プラス2言語」政策と外国語学習の重要性に関する理解が、学校教育においては着実に浸透していることを示している。

このように学校教育の中では外国語学習に対する取組みの強化が継続的に行われてきているが、では、その実力はどの位のレベルであろうか。これに関しては、EUが行ったもう一つの調査がおおよその傾向を示している。

(2) 言語能力に関する第一回ヨーロッパ調査  
2012年6月21日に、欧州委員会のMrs. An-

(71) *ibid.*

(72) *ibid.*, pp.27-30.

(73) *ibid.*, pp.57-62.

(74) *ibid.*, pp.67-68.

droulla Vassiliou 教育・文化・多言語主義・青少年担当委員は『言語能力に関するヨーロッパ調査』(the European Survey on Language Competences (ESLC)、以下「言語能力調査」)の調査結果を公表した<sup>(75)</sup>。この調査は、2011年4月に初めて実施され、ヨーロッパ14か国にわたっての外国語能力に関する比較可能なデータを提示している<sup>(76)</sup>。調査は、14の参加国のそれぞれにおいて、五つの極めて広く教えられているEUの公用語のうち二つの外国語に関して、読解 (reading)、聞き取り (listening)、及びライティング能力を調べている。五つの公用語とは、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語である。対象となったのは総勢約54,000人の14-15歳の生徒<sup>(77)</sup>であり、テストは各人一つの外国語についてのみ行われた。詳細な報告と分析は『言語能力に関する第一回

欧州調査最終報告』<sup>(78)</sup>と『言語能力に関する第一回欧州調査テクニカルレポート』<sup>(79)</sup>の二つの文書で示されている。参加国・地域がやや少なく、またそれぞれの国・地域で学習期間に差があるので完全とは言えないが、EU域内の主として学校教育を中心とした外国語習得状況の概要は把握できると考えられる。なお、この調査は、達成度の分類、判定等に関し、『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通言語参照枠』(the Common European Framework of Reference for Language: teaching, learning and assessment (CEFR))の基準<sup>(80)</sup>を表11のように若干改編して利用しており、その基準によって結果が報告されている。

この「言語能力調査」の結論を簡単に言えば、EUは幼児段階からの「母語プラス2言語」という目標を掲げて来ているが、それには、依然

表 11 『言語能力に関する欧州調査 ESLC』と『ヨーロッパ共通言語参照枠 (CEFR)』の対応

ESLC のレベル		CEFR のレベル	定 義
自立した言語使用者 Independent user	自立した言語使用者 (上級) Advanced independent user	B2	自分自身を明確にそして効果的に表現し得る自立した言語使用者
	自立した言語使用者 Independent user	B1	分りやすい、身近な事柄を処理することができる自立した言語使用者
基礎段階の言語使用者 Basic user	基礎段階の言語使用者 (上級)	A2	日常の事柄について情報交換するために簡単な言葉を使うことができる基礎段階の言語使用者
	基礎段階の言語使用者 Basic user	A1	助け船があれば、とても簡単な言葉を使うことが可能な基礎段階の言語使用者
初心者 Beginner		Pre-A1	A1 に記述されたレベルに到達していない学習者

(出典) European Commission, *First European Survey on Language Competences: Executive Summary*, June 2012. <[http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc_en.pdf)> を基に筆者作成

(75) European Commission, "Foreign language competences still need to be improved," *e-newsletter*, 2012.6.21. <[http://ec.europa.eu/languages/news/20120621-eslc\\_en.htm](http://ec.europa.eu/languages/news/20120621-eslc_en.htm)>

(76) ベルギー、ブルガリア、クロアチア、エストニア、フランス、ギリシャ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イングランドである。イギリスはイングランドのみが参加、ベルギーの三つの言語共同体は別々に参加したので合計16の国と地域である。

(77) 前期中等教育 (ISCED2) の最終年次、もしくは後期中等教育 (ISCED3) の第2年次に在学し、少なくとも1年間は外国語教育を受けた生徒が対象となった。European Commission, *First European Survey on Language Competences: Executive Summary*, June 2012, p.2. <[http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc_en.pdf)>

(78) European Commission, *First European Survey on Language Competences: Final Report*. <[http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/en/final-report-eslc\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/en/final-report-eslc_en.pdf)>

(79) European Commission, *First European Survey on Language Competences: Technical Report*. <[http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/en/technical-report-eslc\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/en/technical-report-eslc_en.pdf)>

(80) 欧州評議会 (Council of Europe) が作成したもので、言語レベルは基礎の A1 から C2 まで6段階ある。邦訳は、吉島茂ほか訳編『外国語教育Ⅱ—外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』朝日出版社, 2004.

として改善の余地があるというものである。表12に示されたように、第一外国語で区分B1・B2の自立した言語使用者 (independent user) と判定されたのは、テストされた生徒のうちの42%であり、第二外国語では25%が到達したにすぎなかった。加えて、極めて多くの生徒が「基礎段階の言語使用者」に達していないということも判明した。これは表11で言う「初心者」という区分であり、その割合は第一外国語で14%、第二外国語で20%であった<sup>(81)</sup>。

この結果は、欧州委員会にとっても予想外であったようで、2012年6月21日のプレスリリースは「2012年調査」で示されたEU市民の外国語習得への期待と「言語能力調査」で示

表12 CEFR分類による各レベルへの到達者の割合

	初心者	基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者	
	Pre-A1	A1	A2 (上級)	B1	B2 (上級)
第一外国語	14%	28%	16%	19%	23%
	計14%	計44%		計42%	
第二外国語	20%	38%	17%	14%	11%
	計20%	計55%		計25%	

(出典) European Commission, *First European Survey on Language Competences: Executive Summary*, June 2012. <[http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc_en.pdf)> を基に筆者作成

表13 言語別でみた生徒たちの各レベル到達者の割合 (言語別)

言語	初心者 Pre-A1	基礎段階の言語使用者 A1	基礎段階の言語使用者(上級) A2	自立した言語使用者 B1	自立した言語使用者(上級) B2
英語	12%	23%	16%	21%	28%
イタリア語	21%	29%	15%	15%	20%
ドイツ語	20%	41%	18%	12%	9%
フランス語	22%	40%	17%	13%	8%
スペイン語	28%	51%	13%	6%	2%

(出典) European Commission, *First European Survey on Language Competences: Executive Summary*, June 2012, p.8. <[http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/languages/eslc/docs/executive-summary-eslc_en.pdf)> 等を基に筆者作成

(81) European Commission, *op.cit.*(78), p.35.

(82) “Eurobarometer: 98% say language learning is good for their children, but tests highlight skills gap,” *European Commission Press RELEASE*, Brussels, 21 June 2012. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-12-679\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-679_en.htm)>

(83) European Commission, *op.cit.*(77), p.6.

(84) イタリア語を第一外国語にしている国・地域は一つ、スペイン語は二つにすぎないことに留意。

された現実とのギャップを見出しに揭げている<sup>(82)</sup>。

また、この調査は参加各国・地域を通観すると外国語能力の水準が様々であることも明らかにしている。第一外国語に関して言えば、区分B1・B2の使いこなせるレベル (自立した言語使用者) に到達している生徒の割合は、マルタとスウェーデンにおける英語の82%からフランスにおける英語の14%、イギリスのフランス語における9%に至るまで、非常に大きな違いが存在する。第二外国語に関しては、使いこなせるレベル (自立した言語使用者) に到達している生徒の割合は、オランダでのドイツ語が48%であるのに対し、スウェーデンのスペイン語では4%、ポーランドのドイツ語では6%にすぎなかった。<sup>(83)</sup>

更に、表13が示すように、言語ごとの達成レベルを見ると、英語では、テストされた生徒のほぼ半数がB1とB2のレベルである「自立した言語使用者」に到達しているのに対し、ドイツ語とフランス語ではそれぞれ20%強となっている<sup>(84)</sup>。

このような結果に関し、「言語能力調査」要約版の執筆者は、英語がヨーロッパの生徒たちによって最も広範に学ばれている第一外国語で

あり、また、テストされた生徒たちの多数にとって、最も役に立ち、最も学びやすい第一外国語であると認識されていることが明らかになったとしている。その上で、この言語能力調査において高い成績を取めたのは、英語を公式に第一外国語としており、生徒たちが英語を有用と考え、各種のメディアを通して使用している国々であることが分かる<sup>(85)</sup>と述べている。EUの若い世代において、英語が強力な地位を獲得していることは、「2012年調査」で示されたEU27か国の大人を含めた全体傾向及び前述の「基本調査報告」の内容とも合致している。

また、この「言語能力調査」の結果を受け、欧州委員会は「この調査の結果はヨーロッパにおける言語能力の向上のために加盟各国とEUが果敢に取り組む必要がある課題を浮き彫りにした」と述べた上で、①言語能力はまだかなり改善される必要があり、各教育当局は生徒たちに継続的な教育と労働市場を用意するための努力を高めなければならないのであり、②学校やその他の教育組織の内外で外国語に親しむ環境と外国語の学習環境を作り出すことに政策的に取り組むべきであって、③言語政策と言語学習に関しての各国の情報交換を促進し、外国語学習年齢の早期化と学習方法の改善をさらに進め、④労働市場での英語の重要性に対応した施策を推進するとともに、⑤言語の多様性は文化的発展と個人の成長にとって重要であるので、グローバル化した世界における雇用能力涵養のための言語能力の発展は言語多様性及び異文化間対話と結び付けて進めなければならないと指摘している<sup>(86)</sup>。

### (3) 二つの調査が示すもの

以上、ヨーロッパ諸国を広く対象として実施された、学校での外国語学習を対象とした二つの調査を見てきた。これらの結果は、EUがこ

こ10年にわたって掲げ、推進してきた幼児段階からの「母語プラス2言語」習得という言語政策が、10年を経て14～15歳になった少女少女に関して、全体的には浸透したとはいえ、予期したほどの成果をおさめていないことを示している。また、併せて、英語が他の言語をしのいで、ヨーロッパにおける事実上のリング・フランカとして機能しており、その勢いは次の世代においても継続するという見通しも明らかになった。言語間の距離が比較的小さく、また市民の域内移動が原則的に自由で、異なる言語間の日常的な接触も相対的に多いEU内での外国語習得のこの結果を見ると、言語学が教えるように、母語以外の言語、すなわち外国語の習得に関しては、実際には相当大きな困難があると考えられる。

学校を対象としたこの二つの調査結果を要約すれば、外国語学習におけるEUの政策目標と現実との間のギャップの存在と英語の優越的地位という二点を挙げることができよう。これらの傾向は、先ほど概観した「2012年調査」の結果と大筋で一致している。

## III ヨーロッパの直面する言語的課題

### 1 EUの言語政策と現実とのギャップ

「2012年調査」においては、母語以外の言語で会話ができる人の比率が「2005年調査」に比べて若干低下していた。EU域内では誰でも母語の他に二つの外国語の実践スキルを身に付けるという長期目標については、実際にその割合が半数以上となっているのはオランダなど9か国であり、それらの国の合計人口はEU全体の9%に満たなかった。また、「言語能力調査」においてもEUの政策として推進されてきた幼児期からの言語習得の対象となった世代の外国語能力問題の問題点が明らかになっていた。

<sup>(85)</sup> European Commission, *op.cit.*(77), pp.7-8.

<sup>(86)</sup> *ibid.*, p.12.

この問題に関し、最近の『ヨーロッパ言語政策雑誌』の中で、サウサンプトン大学の Michael Kelly 氏は欧州委員会や EU 市民の言語問題への関心に触れつつ、「ユーロバロメーターに従えば、「一般公衆においては、ほとんど全てのヨーロッパ人（98%）は外国語を習得することが次の世代にとって役立つと考え、88%のヨーロッパ人はそれが自分たちにとって有益であると考えている」が、最近の「言語能力調査」が明らかにしたのは、14のヨーロッパ諸国の10代の生徒の間で行われたテストで、第一外国語において十分な能力がある参加者は42%<sup>(87)</sup>にすぎないということであった」<sup>(88)</sup>と述べ、更に「言語習得に関する目標と現実との間のギャップは、ヨーロッパ地域の多くの国々において共通のテーマである」としている。

だが、政策目標と現実との乖離ということが問題であるとする、EU という一個の共通の社会的ならびに政治的空間を作り上げようとする一方で、言語の多様化を促進すること自体がそもそも矛盾であり、根本的問題なのであるという意見が発生してくるのは当然であるとも言える。つまり、EU 拡大によって、人口、経済規模が拡大し、人・モノ・情報の流通量も増大していくため、EU 域内での社会的、経済的な統一性の増大は自然の流れであり、コミュニケーションの機会もこれに応じて増大するのであるから、共通言語の必要性和要求が高まることもまた自然の流れに他ならないという見解である。

だが、そのような見解が対象としているのは

は EU という超国家的領域の話であり、それとは方向を逆にする動きが広く見られることにも注意を向けなければならない。1988/1989年版の『世界国勢図会』<sup>(89)</sup>によると、冷戦終結直前の1987年、ヨーロッパ地域にはソ連を含み33の国があり、主要言語は29<sup>(90)</sup>であったが、2013/14年版<sup>(91)</sup>では国数は45に、また、言語数は38にそれぞれ増加している。この増加した国々の多くはEUに加盟し、あるいは加盟の意思を示している。

新たに国が誕生すれば国語と公用語の数が増え、EUの公用語の数も増えるということがヨーロッパ地域における言語の多様化の状況を象徴している。権力の分割が進み、地域の権限が広がれば広がるほど、国語と公用語の数は増えていく<sup>(92)</sup>。そして、それぞれの国・地域においては市民統合を推進するために、それぞれの域内の共通言語である国語・公用語の習得促進が進んでいくことになる。

「2012年調査」では、大多数の住民にとって母語は居住国の公用語の一つであったが、EUを形成する国が多くなればなるほど、EU域内で自分の母語が域内共通語としての優越的地位を占める可能性は低下することとなる。外国語学習の利点として意識されている最大の理由は職業的チャンスの増大であったが、この理由は経済的合理性に収斂するのであるから、現在、EU全体あるいは国際的に最も流通している言語、すなわち英語に対する学習意欲が増大するのは当然であり、「母語プラス2言語」を掲げたEUの言語政策は、現実の域内統合の進

87) 表12における区分B1とB2の合計が42%となる。

88) Michael Kelly, "Editorial," *European Journal of Language Policy*, 5(1), 2013, p.1.

89) 矢野恒太記念会編『世界国勢図会 1988/1989年版』国勢社, 1987.

90) 同上, p.33に注で示されたロマンシュ、フィンランド、セルビア、クロアチア、スロベニア、マケドニア語を含む。

91) 矢野恒太記念会編『世界国勢図会 2012/2013年版』矢野恒太記念会, 2012.

92) フランスの言語学者であるダニエル・バッジオーニ (Daniel Baggioni) 氏は「傾向的に言語のレベルと一体化した国家という原則 (フィンランドにおいてさえ、スウェーデン語は憲法で保障されているにもかかわらず後退している) は、こうして、いたるところで優先的な価値を持つようになり、最終段階で、チェコスロバキアを二つの国家に分けるほどに徹底された」と述べている。ダニエル・バッジオーニ (今井勉訳) 『ヨーロッパの言語と国民』筑摩書房, 2006, p.377. (原書名: Daniel Baggioni, *Langues et nations en Europe*, 1997.)

展によりその根拠を崩されているということが出来る。このことは、言語政策と現実とのギャップを生み出す構造的な要因の一つと考えて良いであろう。

## 2 英語の優越性に対する対応—外国語習得開始年齢の早期化—

冷戦の終結は経済のグローバル化を促進し、また、混乱に伴う移民の流入を生み出したが、その言語面への影響は、ヨーロッパにおいては二つの形を取っている。

一つは、英語のEUにおけるリング・フランカの地位の確立であって、グローバル化が世界的規模での情報流通量の増加を生み出し、共通言語としての英語の優越的地位がEUにおいて一層明確となる結果をもたらしたと言える。もう一つの方向は、先ほど述べた国内・地域内共通言語の習得促進の方向である。これは、東欧では新たに独立した各国における国語・公用語の制定となって表れ、西ヨーロッパ、特にEUの初期からの加盟国では、市民統合を推進する目的で国内共通言語の習得促進政策を広く展開させている。

この二つの動きは、EUあるいは世界規模での共通言語に対する対応と各国内での市民統合の強化という相異なる言語政策を、各国が同時に実施することを求められている状況を示していると整理できる。

前者の問題では、国境を越えた職業的チャンスを獲得することを始めとして、最も有望とされる言語は英語であり、各国において習得すべき第一外国語としての地位を得ている。これは、初等教育段階での第一外国語学習の必修化拡大や、その学習言語としての英語の割合の増加として広くみられるものである。

一方、後者は国内レベルでの国語・公用語の

習得という形で進められる国内共通言語の問題である。こちらは、例えば、移民の背景を持つ子ども等に対する国内共通言語の早期からの習得促進という形で表れている。ドイツにおける早期の言語促進 (Sprachförderung) はその典型的な例と言える<sup>(93)</sup>。

ヨーロッパの各国ではこのように国内共通言語とEUあるいは国際的な範囲における共通言語に対する問題を、国内共通言語及び外国語の学習開始年齢の早期化という方法で対応しようとしている。各国内での言語状態が複雑であり、個人にとっては国内共通言語が母語以外の言語、すなわち、ユーロバロメーターの定義による外国語というケースが多く存在するため、EUの「母語プラス2言語」という政策は一定のリアリティを国内レベルでも持っているのである。ヨーロッパにおける言語政策は、EUでの多言語主義と各国内での統合政策という異なる二つの方向で進められているように見える。だが、各国の具体的な状況を確認していくと、二つの方向性は同一の現実から生まれてきている場合が多くあることが理解される。

## 3 EUのリング・フランカ

EUは多様な言語の平等を大原則とし、また、EU市民が「母語プラス2言語」を習得することを基本的な目標としている。だが、一方、現実には英語がEU域内の共通言語として優位を占めるようになってきていることは今まで確認してきた各種調査結果によって明らかな通りである。この状況は、英語を母語としない人々、あるいは国語・公用語としていない国に当然ながら不満をもたらしている。例えば、『ヨーロッパ言語政策雑誌』の4巻2号(2012年)は、ユーロ危機への対応に関する欧州委員会の国別勧告案の報道発表<sup>(94)</sup>が、当初、英語でしか行われ

(93) 移民の子どもに対するドイツ語習得教育 (言語促進) の現状に関しては、例えば“Sprich mit ihm,” ZEIT, 2012.8.30. <<http://www.zeit.de/2012/36/Migranten-Kinder-Sprachfoerderung>> を参照。

(94) “Commission sets out the next steps for stability, growth and jobs,” European Commission-press RELEASE, Brussels, 2012.5.30. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-12-513\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-513_en.htm)>

なかったことに対してのフランス人記者の抗議を紹介している。記事によれば、この記者は、通貨ユーロを使用している EU17 か国計約 3 億 3 千万人の内、英語を母語とする人数が 500 万に満たないにもかかわらず、英語<sup>(95)</sup>による発表しかないことは EU における言語の平等に反し、英語の優先的地位を認める措置に他ならないと EU 報道官に向かって抗議を行ったとのことであった<sup>(96)</sup>。これは、単なる偶然の事態ではなく、欧州委員会と EU 議会における使用言語を数量的に分析した研究では、二つの機関において英語は支配的な言語で、ヨーロッパの新たなリング・フランカとなっているが、その傾向は欧州委員会の方がより明白となっているとの指摘が行われている<sup>(97)</sup>。

このように EU 地域においては理念としての言語の平等と現実における共通言語としての英語の浸透という矛盾は今後とも継続していく可能性が大きい。その先には、ヨーロッパ全体におけるダイグロシア化の出現の可能性も考える必要がある<sup>(98)</sup>。ダイグロシアとは一定領域内で複数言語（元来は二つ）が併存し、その中で、優勢言語と劣性言語が異なる機能を持つものとして使い分けられる状態<sup>(99)</sup>をいうのであるが、EU 域内において、英語が優勢言語となり、そ

れ以外の言語が劣性言語になる可能性も否定できないのである。なぜなら、「2012 年調査」において、機構としての EU は市民とのコミュニケーションにあたっては 1 種類の言語だけを使用すべきだと 53% の人が回答しているからである<sup>(100)</sup>。

ただ、これに関しては、ヘルシンキ大学の Jukka Pietiläinen 氏は、「2005 年調査」等に基づいて、ヨーロッパ人の言語の選択は、母語、英語、地域や近隣の状況に合わせた第三言語の順となるとしている<sup>(101)</sup>。すなわち、一番強いのは最初に覚える言語である母語、次に必要となるのは EU のリング・フランカである英語、そして、三番目に第二外国語が選択されるということである。

#### IV ヨーロッパの課題から見た日本の課題

明治維新の後に、藩というそれぞれの「国」で暮らしていた人々に「国民国家」の創設という形の国際化の波が打ち寄せてきたように、現在の私たちに、グローバル化の波は着実に打ち寄せて来ている。ヨーロッパにおいてはその波がより速く、より大きく打ち寄せ、それに合わせて EU レベルと各国レベルで、それぞれ言語

(95) イギリスの通貨はポンドである。したがって、ユーロ圏で英語を公用語としているのはアイルランド（ゲール語と併用）とマルタ（マルタ語と併用）のみである。なお、この記事の基になった情報は、“Commission denies English language favouritism,” published on EurActiv, 04 July 2012. <<http://www.euractiv.com/culture/commission-denies-english-language-news-513705>> である。

(96) Michael Kelly, “Interventions: Recent language developments in the EU,” *European Journal of Language Policy*, 4(2), 2012, p.260.

(97) Ruth Wodak et al., “The interplay of language ideologies and contextual cues in multilingual interactions: Language choice and code-switching in European Union institutions,” *Language in Society*, vol.41 Issue.2, April 2012, pp.157-186.

(98) ダイグロシア (diglossia) は元来同一言語内の二つの変種の機能差を対象として使用されていたが、現在では、一定の範囲を持った共同体における異なる言語間にも適用するようになっている。

(99) バイリンガルとダイグロシアには密接な関係がある。言語学者の西江雅之氏によると「同じ社会に住むすべての人々が、共通の種類の複数言語を話すバイリンガルである場合が少なくな」く、その場合には、話題によって言語が入れ替わるとのことである。西江雅之「バイリンガル社会での会話」(世界ことば巡り 第6回) 2009.7.27. 三省堂 Web Dictionary ホームページ—ことばパティオ <<http://www.sanseido.net/Main/Words/Patio/Article.aspx?ai=09dea2d7-c22e-4111-89f0-6c4d130555a9>>

(100) European Commission, *op.cit.*(34), p.141.

(101) Pietiläinen, *op.cit.*(47)



的対応が図られていた。

## 1 グローバル化への対応

日本では滞在する外国人の増加に伴って2009年7月に「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号)が改正され、「入国管理法等改正法」<sup>(102)</sup>の施行<sup>(103)</sup>に合わせ、2012年7月9日から市区町村の住民基本台帳への外国人の登録が開始された<sup>(104)</sup>。2013年8月28日、総務省はこの登録措置を反映した最初の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成25年3月31日現在)」<sup>(105)</sup>を発表した。これによれば、2013年3月末での住民基本台帳に基づく全国の総人口は1億2837万3879人で前年から26万6004人の減少となり、また、外国人は全国で198万200人<sup>(106)</sup>で、総人口の1.54%を占めている。住民基本台帳への外国人住民の登録そのものがグローバル化に対応したものであるため、この措置と示されたデータは日本社会のグローバル化と人口減少傾向を反映したものと言えよう。

グローバル化の進展を受け、日本においても文部科学省は外国語教育の開始年齢の早期化を促進しており、小学校5年生からの外国語活動を必修としている。この外国語活動で選択され

ている外国語は実際的には英語である。すなわち、日本におけるグローバル化への言語政策的対応は英語習得の早期開始という形で実施されているわけである。また、2020年度から外国語活動を小学校5年以降は正式な教科とするとともに、開始時期を早め、台湾、韓国など同様に小学3年生からとする方針が打ち出されている<sup>(107)</sup>。更に、2013年12月13日には具体化に向けて「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」<sup>(108)</sup>が公表された。

一方、文化庁は2007(平成19)年度に文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設けて、定住外国人の日本語習得に関する研究等を実施し、その成果は「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準カリキュラム案などの形でまとまっている<sup>(109)</sup>。これを受けた形で2012(平成24)年度には、同小委員会に課題整理のためのワーキンググループを設けて今後の日本語教育のあり方に関して検討を行い、2013年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」と題する報告が提出されている<sup>(110)</sup>。

また、文部科学省では、日本語を母語としない子どもや帰国子女の日本語習得を促進するため、2014年4月から日本語指導を「特別の教

<sup>(102)</sup> 正式名称は「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)である。

<sup>(103)</sup> これに伴い、「外国人登録法」(昭和27年法律第125号)は廃止となった。

<sup>(104)</sup> 総務省「外国人住民に係る住民基本台帳制度について—外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わります」<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)>

<sup>(105)</sup> 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成25年3月31日現在)」(報道資料)<[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyousei02\\_02000055.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyousei02_02000055.html)>

<sup>(106)</sup> 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成25年3月31日現在)」(資料2)<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000244523.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000244523.pdf)>

<sup>(107)</sup> 「英語授業 小3から」前掲注(8);「英語授業 小3から」『朝日新聞』2013.10.24.

<sup>(108)</sup> 文部科学省「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」文部科学省初等中等教育局,2013.12.13.<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/12/\\_icsFiles/afiedfile/2013/12/17/1342458\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/_icsFiles/afiedfile/2013/12/17/1342458_01_1.pdf)>

<sup>(109)</sup> 一連の成果は文化庁ホームページ内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実(カリキュラム案,ガイドブック,教材例集,日本語能力評価,指導力評価,ハンドブック(試行版))<[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kyouiku/nihongo\\_curriculum/](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/nihongo_curriculum/)>に掲載されている。

<sup>(110)</sup> 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループ「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月18日)<[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/pdf/suishin\\_130218.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/pdf/suishin_130218.pdf)>

育課程」と位置付け、児童生徒の実態に合わせた日本語指導を行えるように、「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の改正を予定している<sup>(111)</sup>。

これらの取組みは、グローバル化が進む中で、日本においても、日本語以外の言語を母語とする人々の生活が営まれている状況を反映したものであり、日本語という日本におけるリンガ・フランカの習得問題に対応したものと言える。この言語状況の多様化の進展に関連して、前述の日本語教育小委員会の課題整理のためのワーキンググループの座長を務めた元文化審議会会長の西原鈴子氏は日本語を公用語とすることを提唱している<sup>(112)</sup>。

日本においては「裁判所法」（昭和22年法律第59号）第74条で「裁判所では、日本語を用いる」と規定されているのを除けば、公用語というものは制定されていない<sup>(113)</sup>。これは、わざわざ言挙げするまでもなく、日本語が国語であり、事実上の公用語であるという考え方が広く行きわたっているからであろう。これに対して、西原氏は日本語を母語としない人々の増大という状況を踏まえ、それぞれの個人の母語及び少数言語の尊重と国内共通言語の習得をきちんと保証する目的で日本語の公用語化を提起しており、議論にあたっては、「公用語選択が直ちにその言語の母語話者優位となる構図を作らない枠組みで議論が進められなければならないだろう」と指摘している<sup>(114)</sup>。ヨーロッパの例で確認したように、グローバル化の進展は、必然的に人の交流を拡大させる。日本においても、経済のグローバル化は、それに伴い日本語を母語としない住民の増大を生み出すこととなる。人々間の言語コミュニケーションがその社会

の基礎を形成しているのであるから、域内共通言語の習得は共同体に参加していく上での基本的要件に他ならないと言える。

このようにグローバル化の進展により、日本もEUと同様、国内共通言語の習得と国際共通言語への対応という二つの問題に逢着しており、これに対する対応策も、国内共通言語である日本語の習得の促進と国際共通言語と想定する英語の学習開始の早期化という同様の方向で進んでいると理解できる。また、これは、冒頭で提示した三つの論点で言えば、一番目の日本語母語話者のグローバル化への対応と二番目の外国人や帰国子女が国内共通言語である日本語を習得する問題に対する回答にもなっているわけである。

## 2 ヨーロッパの言語的課題から日本を見る

では、日本におけるこのような言語政策的対応に関して、ヨーロッパの言語的課題は何を語ることになるのであろうか。EUの言語調査で明らかになった課題の一つは、言語政策の目標と現実の成果とのギャップであった。そして、このギャップが生まれる原因としては、母語以外の言語を習得する際の困難さと習得にあたってのモチベーションの欠如が存在していた。

言語習得にまつわる基本的事実として、幼児の母語習得（第一言語習得）はほとんどの場合成功するのに対し、大人の第二言語習得（外国語習得）では母語話者に近いレベルにまで到達するケースは非常に少ないことが分かっている。これらの事は、言語学者の間では広く知られており、言語学の中には「第二言語習得」という専門分野が成立している<sup>(115)</sup>。また、第二言語習得の成否や達成到達度は、その習得目標

(111) 文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について」（文部科学省初等中等局国際教育課資料）  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000651&Mode=0>

(112) 西原鈴子「2 日本の言語政策の転換」田尻英三・大津由紀雄編『言語政策を問う！』ひつじ書房, 2010, pp.33-49.

(113) 「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）第57条第二項、「特許法施行規則」（昭和35年通商産業省令第10号）第2条第一項は日本語を使用する旨を定めている。

(114) 西原 前掲注(112), p.41.

言語と母語との距離、すなわち「言語間の距離」によって大きな制約を受けることが知られている。例えば、日本語とインド・ヨーロッパ語族に属する英語との言語間の距離は、日本語と朝鮮語との距離よりも大きく、習得の困難度はより大きくなる<sup>(116)</sup>。これに比べると、日本語の方言同士では、言語間の距離はそう大きくはない。明治期の日本の人々が標準語（近代日本のリンガ・フランカ）との二方言バイリンガルになることは、現在、私たちが英語とのバイリンガルになることに比べればはるかに易しかったと言えよう。

「母語の習得はたいいていの場合成功し、外国語習得は多くの場合失敗に終わる」という言語学の常識をなぞるように、EUの掲げた外国語習得の目標もまた現実との間には乖離があることが分かった。その一方で、情報通信技術の開発の動きは、言語コミュニケーションにも大きな影響を与えており、音声翻訳機能の開発と実用化は急速かつ着実に進んでいる<sup>(117)</sup>。このような音声翻訳機能が更に発達した場合、母語が異なる人同士の簡単な会話はこの機能で目的を達することができよう。とするならば、その場合、外国語学習の意味は一体どこに求められることになるのであろうか、と改めて考えざるを得ない状況が近付きつつあるように思われる。

異なる文化的背景を持つ人が多く暮らし、言

語間の距離が小さく、日本に比べれば外国語に日常的に接触することが多いと思われるヨーロッパにおいても、外国語の使用頻度はそう多くはなく、また、外国語学習の最大の障害としてモチベーションの欠如が挙げられていた。ヨーロッパにおけるこれらの課題から日本における外国語習得問題を考えてみた場合に、日本におけるその困難さが浮き彫りにされる感がある。

おわりに

時代と状況に伴い、共通語の範囲と種類は変化し、また習得目的も変化していく。グローバル化の波と情報通信技術の進化は、改めて国際共通語、国内共通語の問題と向き合わざるを得ない状況を作り出している。そして、一方で、母語習得、すなわち第一言語習得は、誰であれ人間が生きていく上での基本条件であり、また、それは幼児期に自然に獲得されるものであることに変わりはない。

Pietiläinen氏は、ヨーロッパ人の言語選択は、母語、英語、地域や近隣の状況に合わせた第三言語の順となるとしていたが、これはEUの「母語プラス2言語」という基本政策を踏まえての記述であった。この場合、少数言語であっても、地方言語であっても、まず母語の習得が前提と

(115) 白井恭弘『外国語学習の科学—第二言語習得論とは何か』（岩波新書新赤版 1150）岩波書店、2008、pp.iii-v.

(116) 同上、pp.2-6. 白井氏は米国国務省の外交官養成機関である Foreign Service Institute と米国国防総省外国語学校が示している英語母語者にとっての外国語習得難易度を紹介している。これによると Foreign Service Institute では日本語を週 30 時間学習で、上級レベル到達に 44 週かかる最も難しいグループに入れている。現在、日本語には 44 週の Overseas Advanced Training コースが設置されている。U.S. Department of State George P. Schultz National Foreign Affairs Training Center, “Foreign Service Institute Course Schedule and Tuitions: October 1, 2013 - September 30, 2015,” p.36. <[http://fsitraining.state.gov/catalog/FY2014-2015\\_Schedule\\_Tuitions.pdf](http://fsitraining.state.gov/catalog/FY2014-2015_Schedule_Tuitions.pdf)>

国防総省外国語学校の習得難易度は下記を参照。日本語は最も難しいカテゴリーⅣに分類され、習得には 64 週必要となっている。“DEI’s Language guidelines,” AUSA News, Association of the United States Army, 8/1/2010. <<http://www.ousa.org/publications/ausanews/specialreports/2010/8/Pages/DLI%E2%80%99slanguageguidelines.aspx>>

(117) 例えば、NTT ドコモが搭載した「はなして翻訳」アプリケーションソフトがその一例である。また、世界各国の研究機関が参加して、U-STAR というコンソーシアムを結成し、音声翻訳システムの開発が進められている。日本では情報通信研究機構が参加している。Universal Speech Translation Advanced Research Website <<http://www.ustar-consortium.com/>>

されており、その上で習得する言語が居住国における国語や公用語、また、EUの事実上のリンガ・フランカである英語であったりするという構造になっている。日本においても国内共通語と外国語に関する習得計画が進められているが、日本語を母語としない人々や少数言語使用者にとっては、外国語とは何を意味し、具体的にどのような選択肢が存在することになるのであろうか、また、少数言語と国内共通言語との関係はどう整理されることになるのであろうか。EUの掲げる「母語プラス2言語」という基本方針の視点に立って考えるならば、これらの問題を避けて通ることはできないことになろう。

現在の日本の外国語学習は言語的に距離の大きい英語を基本的な目標言語としているだけに、日本語母語話者にとっては習得に要する労力には極めて大きいものがある。ヨーロッパの各種言語調査が示す結果は、外国語の実際的な使用頻度や使用目的などわれわれの日々の言語生活の具体的内容を精査し、母語習得との関係、習得目的、目標言語、習得言語数、習得方法、獲得した能力の維持などについて言語学、認知心理学や情報通信技術の発達を踏まえた議論を行うことの重要性を改めて示唆していると思われる。

(かねばこ ひでとし)